

インターンシップに係わる単位認定に関する規程

制 定 平成12年10月18日

最終改正 平成17年1月18日

(目 的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則(昭和40年4月1日制定)第26条の4の規定に基づき、小山工業高等専門学校におけるインターンシップに係わる単位の認定に関する事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 この規程におけるインターンシップによって単位と認定される対象は、企業、官公庁又は大学において行う実務研修並びにその他インターンシップにふさわしいと各学科及び校長が認めたものとする。

(単位認定科目と認定の条件)

第3条 インターンシップに対応する単位認定科目名は、「特別演習()」とし、原則として6日間以上を1単位とする。また、単位認定に際しては、事前のガイダンスと事後の発表会を含むものとする。

(認定単位数)

第4条 認定される単位数は資格取得に係わる単位及び大学、他高専における履修に係わる単位と合わせて、6単位以内とする。

(単位認定申請)

第5条 学生は単位の認定を受けようとするときには、2月末までに修了証明書等を添えて校長に申請するものとする。ただし、5学年にあっては、1月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第6条 前条の規定により申請のあった学修に関する単位の認定は、学年末における判定会議の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。ただし、上級学年への進級単位としては認めない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、企業又は官公庁において行う実務研修について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成12年10月18日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。